

# 社会保障制度における社会保険

日本の社会保障制度(社会保険、公的扶助、児童手当、社会福祉、保健衛生)のなかで、中核的存在となっているのが社会保険です。社会保険は、一定の事故に対する保険給付で、経済的保障という機能を果たしています。

すなわち、保険給付に必要な資金をあらかじめ制度加入者の拠出(保険料など)によって準備しておき、病気、負傷、身体の障害、死亡、老齢、失業などの保険事故が発生した場合に、保険給付を行うことにより、制度加入者やその家族の生活を保障していこうというものです。個人では対処できない場合におけるセーフティーネットとしての役割を明確に打ち出し、公的な仕組みによって給付やサービスを保障することが目的の制度といえるでしょう。

しかしながら、社会保険には、いろいろな種類があり、年金・医療・福祉などの各分野について制度が縦割りになっているため、非常にわかりにくいのが現状です。また社会保険の恩恵を実感できる場面は限られています。実際のところ、病気、ケガ、失業等の時に、初めて真剣に自分が属している制度について考えるのではないのでしょうか。またその仕組みや手続きについても、よく分からないというのが実情ではないのでしょうか。

## 日本の社会保障制度

### 種類

**社会保険**、公的扶助、児童手当、社会福祉、保健衛生...

### 社会保険の位置付け

社会保障制度における中核的存在

## 社会保険

1. 公的年金
2. 医療保険
3. 介護保険
4. 雇用保険
5. 労災保険

# 1. 公的年金

現在、年金について様々な議論がなされていますが、特に財源の確保と給付水準が大きなポイントになっています。

と言いますのも、公的年金制度においては、年金の実質価値が目減りしないように、物価の上昇にあわせて年金額が改善される仕組みとなっており、老齢年金は高齢者の老後の生活を実質的に支える役割を果たしているからです。こうしたことが可能なのは、現役世代が必ず制度に加入することによって、安定的な保険集団を構成し、年金給付に必要な財源を後代の負担に求める、「世代間扶養」の仕組みによっているからです。

年金は誰もが将来受給するものであり、私達の将来の生活設計にとって非常に重要なものです。しかしながら、今後の少子・高齢化社会において、現役世代の保険料負担が過重なものとなる可能性が高く、そうならないためには、一定の積立金を保有し、その運用収入によって、将来の保険料負担を軽減する財政運営を行う必要があります。このような観点からも、今後の年金に関する動向には注意が必要です。

次に年金は、全ての人が同じ制度に加入しているかと言うと、それは違い、その人の職業などによって、加入する制度が異なります。そのため、自分がどの制度にどのくらい加入してきたかにより、将来受け取る年金額が変わってきます。年金関連の法律は、何度も改正され、1961年に国民皆年金体制が実現しました。つまり、20歳以上60歳未満の全国民が、1号から3号のいずれかの被保険者となり、保険料を負担することにより、すべての人が年金を受けられる制度となっているのです。

## 年金の被保険者の種類は

- 第1号被保険者  
学生や自営業の方など
- 第2号被保険者  
会社員や公務員の方など
- 第3号被保険者

## 年金の種類は

- 老齢年金  
老後の生活を支援するために支給される年金
- 障害年金  
ケガや病気で障害者になったときに支給される年金
- 遺族年金  
世帯主の死亡など遺族の生活を支援するために支給される年金

## 2. 医療保険

私たちの生活の中で「社会保険」をイメージするとき、多くの方がまず医療保険を思い浮かべるのではないのでしょうか？ 実際、病気やケガをした時に、全額自己負担で治療を受けたとしたら、その支払い額はたいへん高額になります。

医療保険に加入していると、医療機関で診療を受けた場合、受診の際に自己負担額を支払い、保健医療機関等は、治療などに要した費用の総額からその自己負担額を差し引いた部分について審査支払機関を通じて保険者に請求します。この請求の基になるのが、最近、情報公開等で論議の対象となっているレセプトです。レセプトには、診療内容や処方した薬剤などすべての情報が書かれています。

### 医療保険の役割は

主として業務外の病気やケガをした場合に療養などの必要な給付を行います

### 医療保険の仕組みは

各保険者(国、市町村、健康保険組合等)は被保険者(加入者)から保険料を徴収し、その中から被保険者に対する診療報酬の一部を医療機関(病院)に支払います。病気やケガをしていない被保険者からも保険料を徴収していますので、病気やケガをした場合に、「保険が利かない」治療でなければ、負担額は実際の診療報酬より安く済むことになります。

### 医療保険の種類は

- 国民健康保険(自営業者、農業、漁業、無職...)
- 健康保険(会社員)
- 共済組合(公務員、教員...)
- 船員保険(船員)
- 老人保健(70歳以上の全ての人)

## 2. 医療保険

### 国民健康保険と健康保険の違いは

#### 国民健康保険

- ・被用者の医療保険制度に該当しない人が加入
- ・世帯主もその家族も一様に被保険者となる(健康保険における被扶養者の概念はない)
- ・地域住民の疾病・傷病が対象
- ・市区町村又は国民健康保険組合が運営(保険料は運営母体によって差異あり)
- ・保険料は前年の所得などをもとに決定

#### 健康保険

- ・組管掌健康保険と政府管掌健康保険の2つ
- ・被用者が加入
- ・業務外の疾病・傷病が対象
- ・保険料は標準報酬月額によって決められ、労使で折半負担する
- ・出産手当金・傷病手当金による休職時の所得保障制度あり

### 給付の種類は(具体例)

- ・療養の給付
- ・診察、薬剤、手術、在宅療養、入院
- ・現金の給付
- ・療養費、特定療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、高額療養費、埋葬料、出産育児一時金、移送費、傷病手当金・出産手当金(国民健康保険には存在しない)
- ・老人保健給付
- ・医療、入院時食事療養費、特定医療費、移送費、老人保健施設療養費、老人訪問介護費…

#### その他

- ・健康保険組合等では附加給付もあり

## 3. 介護保険

介護保険は、介護を家族だけの問題にせず、社会全体で支える仕組みを作り、サービスの受給を当然の権利として認めるという理念のもとに、介護を要する高齢者に対して、福祉・保健・医療が一元化してまとまった法定サービス・メニューの提供をするということで、2000年4月から導入された医療保険・公的年金に次ぐ、新しい社会保険制度です。

介護保険の仕組みは2000年になって様々な議論があるなか急に確定しましたので、その具体的内容は非常に分かりづらくなっています。また、実際の運用面で、今もなお諸問題（保険料、サービス内容、支援体制、財源・・・）について議論が続いており、今後も紆余曲折が予想されます。ここでは、今現在の介護保険の概要について見ていきましょう。

### 介護保険の役割は

高齢者(原則65歳以上)が介護の必要な状態になったときでも、自立した生活ができるよう社会的支援を行う仕組みであると同時に、福祉と医療にわかれていた高齢者介護を再編成して、利用者の選択によって介護サービスを総合的に利用できるようにしたものです。

### 介護保険の仕組み

市町村に設置された介護認定審査会の審査判定に基づき、市町村が行う要介護認定又は要支援認定を受けることにより、介護給付または予防給付を受けることができます。認定にあたっての調査は、市町村職員のほか居宅介護支援事業者(ケアプラン作成機関)や介護保険施設に委託することができますが、この場合、介護支援専門員(ケアマネジャー)が調査を行います。

- ・保険の対象: 40歳以上の全国民
- ・第1号被保険者: 65歳以上
- ・第2号被保険者: 40歳以上65歳未満

## 4. 雇用保険

現在の雇用保険は従来の単に失業を補償する失業保険制度のみならず、失業の予防、雇用機会の拡大、労働者の能力開発などの雇用・失業対策の柱として総合的な雇用保険制度へと発展してきました。

雇用保険の目的は、労働者が失業した場合、及び雇用の継続が困難になった場合、または、職業に関する教育訓練を受ける場合に必要な給付を行い、労働者の生活の安定を図り、求職活動を容易にし、また、併せて職業の安定に寄与することにあります。それらの目的を達成するために、失業給付のほかに、雇用安定事業・能力開発事業・雇用福祉事業なども行っています。

### 給付の種類は

#### ・求職者給付

< 一被保険者 >

基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当

< 高年齢継続被保険者 >

高年齢求職者給付金

< 短期雇用特例被保険者 >

特例一時金

< 日雇労働被保険者 >

日雇労働求職者給付金

#### ・就職促進給付

再就職手当、常用就職支度金、移転費、  
広域求職活動費

#### ・教育訓練給付

教育訓練給付金

#### ・雇用継続給付

< 高年齢雇用継続給付 >

高年齢雇用継続基本給付金、  
高年齢再就職給付金

< 育児休業給付 >

育児休業基本給付金、  
育児休業者職場復帰給付金

< 介護休業給付 >

介護休業給付金

## 5 . 労災保険

労災保険制度とは、労働基準法に基づく事業主の補償義務を肩代わりする制度です。そのため保険料は全額会社負担ということになっています。但し、労働基準法における事業主の補償義務には通勤に関する災害は含まれていません。通勤災害に関する労災保険の給付は、労災保険上の拡大解釈とされています。そのため、通勤に関しては、定義が細かく定められています。

保険料を全額企業が負担するので、労災保険加入に関して、企業の側に選択権があるのかということ、そんなことはありません。ですから、会社が労災保険に加入していない、保険料を納付していない、などの場合でも心配はいりません。一人でも労働者(アルバイト・パートタイマーなども含みます)がいる会社は、手続きを行っている、いなくとも、すでに労災保険関係が成立しています。

被災者の申請・請求によって労災保険の給付は行われますので、会社の過失(保険料の未納という)によって、給付に制限を受けることはありません。

### 保険給付の種類は

- 療養(補償)給付  
業務上又は通勤途上の災害により傷病を被ったとき
- 休業(補償)給付  
傷病の療養のため労働することができないために、賃金を受けることができないとき(4日目から)
- 傷病(補償)年金  
傷病が療養開始から1年6カ月を経過しても治らないとき
- 介護(補償)給付  
傷病(補償)年金又は障害(補償)年金を受けている方で介護を受けているとき
- 障害(補償)給付  
傷病が治ったときに一定の障害が残ったとき
- 遺族(補償)給付  
傷病により死亡したとき、一定の遺族に対して支給
- 葬祭料(葬祭給付)  
死亡したとき、実際に葬祭を行う方に支給